

令和元年度第7回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和元年10月7日（金）  
午前9時30分～午前10時25分
2. 場 所 富山市役所 西館8階 教養室
3. 出席委員 22人  
会 長 23番 才木 隆雄  
会長代理 24番 宮田 好一 14番 島田 一郎  
委 員 1番 大場 忠勝 2番 大橋 芳信  
3番 大浦 清貴 4番 山崎 巖  
6番 福山 英則 7番 仲田 茂男  
8番 北森 正誠 9番 菊 正士  
10番 渡辺 正志 11番 金田 修一  
12番 金木 洋子 13番 高瀬 昌弘  
15番 熊本 孝信 16番 中島 潔  
17番 茶木 俊一 18番 五十嵐英夫  
20番 中井 義則 21番 奥野 健一  
22番 高瀬 豊信
4. 欠席委員 5番 若林 勉
5. 議 題 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に  
ついて  
議案第30号 事業計画変更申請について  
議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規  
定による農用地利用集積計画の決定について
6. 報告事項 報告事項第28号 農地法第3条の3第1項の規定による受  
理について  
報告事項第29号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第  
1項第6号の規定による受理について  
報告事項第30号 農地法第18条第6項の規定による通知  
について  
報告事項第31号 農地所有適格法人報告書の要件確認につ  
いて  
報告事項第32号 農地法第5条第1項第6号の規定による  
公売参加買受適格証明書の交付について

## 議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、5番若林委員から欠席届があり、出席委員数は22名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和元年度第7回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案4件、報告事項5件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。24番宮田委員、1番大場委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから3ページまでです。

今回の申請件数は6件で、申請面積は6,700.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

2番は、贈与により、所有権を移転するものです。

3番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。

4番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

5番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。

6番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第28号農地法第3条の規定による許可申請については、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は4ページから7ページまでです。  
今回は、5条申請11件で、面積は合計8,674㎡です。申請内容について、ご説明いたします。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

5ページの1番は駐車場敷地の拡張であります。近年の業務拡大により荷物取扱量の増加、従業員の増員により既存の駐車場を荷捌き場に利用したことにより駐車場が不足となったものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となり、許可基準は「既存敷地拡張」を適用しております。

2番は、公民館敷地を拡張する計画であります。公民館の建替えが完了しましたが、多くの利用者に対応するため、また祭礼や児童クラブ、老人会行事を行う運動場が不足であるため、今回計画されたものであります。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可の基準は「代替可能性なし」を適用しております。

3番は、住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため実家より可能な限り近い場所を選定しております。申請地は

10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となり、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

4番は、一般住宅を建築する計画であります。現在住んでいる住環境を極力変化させないよう申請地を選定したものであります。申請地は10ヘクタールに満たない集団に属する農地で第2種農地となり、許可の基準は「代替可能性なし」を適用しております。

5番は、住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため実家に程近い場所を選定したものであります。申請地は10ヘクタール以上の農地の集団に属しており、特に良好な営農条件を備えております第1種農地となり、許可の基準は「隣接する土地との一体利用」を適用しております。

6番は、工場への進入路及び駐車場敷地を設置する計画であります。現在の工場敷地を分割し、それぞれ稼働させるには進入路を確保する必要があり、また、駐車場が不足していることから今回申請されたものであります。申請地は特定土地改良事業を実施した農地で第1種農地となり、許可の基準は「隣接する土地との一体利用」を適用しております。

7番は、従業員宿舎の駐車場を設置する計画であります。中古の住宅を購入し、宿舎に改築しましたが、寄宿する従業員の駐車場を確保する必要があり、今回申請したものであります。申請地は特定土地改良事業を実施した農地で第1種農地となり、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

8番は、共同住宅を建設する計画であります。付近に医療機関や製造業の工場等が多く、住宅へのニーズが高いため今回計画されたものであります。申請地は都市計画区域内にある農地で、農地種別は第3種農地で、「原則許可案件」となります。

9番は、住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため実家に程近い場所を選定したものであります。申請地より半径500mの範囲に医療機関が2箇所あり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

10番は、住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため実家に程近い場所を選定したものであります。申請地より半径500mの範囲に保育施設、地区センターがあり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

11番は、資材置場を設置する計画であります。周辺の林地開

発の一環で、樹木を伐採、間伐する際の材木等を一時的に置くスペースを確保するものであります。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可の基準は「代替可能性なし」を適用しております。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

10番については、欠席届を提出されている委員の担当地区でありますので、あらかじめ報告を受けている事務局から報告をお願いします。

事 務 局 10番は若林委員の担当であります。現地確認したところ、申請地は無断転用もなく、雨水排水の経路は、農業用排水路の機能に支障がないことから、周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがないことを確認されており、問題となることは無いとの報告を受けております。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

高瀬委員 5条の5番について、隣接する土地との一体利用の住宅建設とのことですが、道を見ると途中で切れているようにみえるのですが、これについてはどういうふうにしているのですか？

事 務 局 申請地につきましては、南側がもともとあります宅地で、今申請されている土地との一体利用の住宅建設で道はありますので、問題なしと思われれます。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第30号事業計画変更申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第30号事業計画変更申請についてご説明申し上げます。議案書のページは8ページです。

平成29年10月31日から令和元年10月30日までの2年間、陸砂利採取のため一時転用の許可を受けておりましたが、気象状況が不安定で、復元作業に遅れが出てきていることから、1年間の期間延長を申請されたものであります。一時転用の取扱いについては、最大3年間とされておりますが、今回はその範囲内です。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました事業計画変更申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この事業計画変更申請について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第30号事業計画変更申請については、承認相当と意見を付して市長に送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第31号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第31号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、9ページから12ページです。

今回は7件の貸し手から申し出があり、契約期間は、3～5年が1件、6～9年が1件、10年が5件です。設定面積は、57,206.00㎡です。

11ページ1番から4番は、農地中間管理機構を通すものであります。5番から7番が相対であります。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、す

すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第31号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。

報告事項第28号 農地法第3条の3第1項の規定による受理について

報告事項第29号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

報告事項第30号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告事項第31号 農地所有適格法人報告書の要件確認について

報告事項第32号 農地法第5条第1項第6号の規定による公売参加買受適格証明書の交付について

事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 報告事項第28号農地法第3条の3第1項の規定による受理について、ご報告します。議案書は13ページから19ページです。

今回の受理件数は15件で、すべて相続によるもので、12番で賃借権を取得したもの以外は、所有権を取得したものではありません。農業委員会へのあっせんの希望は、ありませんでした。

報告事項第29号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。議案書のページは20ページから26ページまでです。

今回の受理件数は、4条が3件、5条が22件、合わせて25件、面積は合わせて20,698.00㎡となっております。

内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

21ページ3-1、3-2番は、受理通知日が空欄となっておりますが、事業面積が1000㎡以上の建物が伴う事業であるため、開発許可が必要であり、開発許可日と同日で受理いたします。

21ページ4番は、譲受人が所有する宅地の隣接地で、現状に合わせて届出されたものです。

22ページ10-1～3番は、受理通知日が空欄となっておりますが、事業面積が1000㎡以上の建物が伴う事業であるため、開発許可が必要であり、開発許可日と同日で受理いたします。

報告事項第30号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、27ページから28ページです。

解約件数は1件で、解約面積は12,418㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、摘要欄記載のとおりです。

報告事項第31号農地所有適格法人報告書の要件確認について、ご報告いたします。議案書は、29ページから33ページです。

農地法第6条では、「農地所有適格法人であって、農地を所有又はその法人以外の者が所有している農地をその法人の耕作に供しているものは、毎年農業委員会に報告しなければならない。」と定められております。

農業委員会は提出された報告書を基に、法人が農地所有適格法人の4つの要件を満たしているかどうかを確認し、それを農業委員の総会で報告することになっております。

その要件とは、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件であります。

農地所有適格法人で報告の義務がある91法人のうち、すべての法人が報告書を提出しており、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件の4つの要件を確認しましたところ、すべて満たしていましたのでご報告いたします。

なお、25番の●●については、売上高が見込みとなっておりますが、4つの要件は満たしているため、農地所有適格法人としての要件を満たす法人として報告いたします。

報告事項第32号農地法第5条第1項第6号の規定による公売



参加買受適格証明書の交付についてご報告いたします。議案書のページは34ページです。

富山市が実施する富山市□□地内の農地を対象として令和元年10月18日～25日に行われる入札について適格証明書を1件発行しました。

会 長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

中井委員 　1社について、売上高が見込みとなっておりますが、それでも農地所有適格法人として判断できるのですか？

事務局 　農地法で規定する農地所有適格法人の4つの要件を満たしているため、要件を満たす法人として報告させていただいています。

中井委員 　地域や担い手の面からみて農地所有適格法人は大事なのですが、農地所有適格法人をやめた社は何件ほどありますか？

事務局 　昨年から今年にかけて3社あります。

会 長 　これもちまして、令和元年度第7回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。

事務局より、連絡事項があればお願いします。

本日は、ありがとうございました。